

**板橋区医師会**

**医療介護連携における**

**ソーシャル・ネットワーキング・サービス**

**利用に関するポリシー**

令和3年5月  
板橋区医師会

# 板橋区医師会

## 医療介護連携におけるソーシャル・ネットワーキング・サービス 利用に関するポリシー

### (目的)

第1条 この運用ポリシーは、医療と介護における情報共有に用いられるソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、医療介護専門SNSという。）で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、医療介護専門SNSを適正に利用することに資することを目的とする。

### (法令及びガイドライン)

第2条 事業者は医師法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解したうえで、医療介護専門SNSを利用することとする。

- ・ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版（厚生労働省）
- ・ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン 最新版（厚生労働省）

### (利用申込)

第3条 医療介護専門SNSを利用する板橋区医師会会員事業所は板橋区医師会に対して「連携守秘誓約書」を提出し、医療介護専門SNSの適正な運用に努めるものとする。（連携守秘誓約書・・・別紙様式1）

### (連携元事業所)

第4条 患者の情報共有を行う場合は、該当する患者を管理する事業所が「連携元事業所」となり、患者情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。板橋区医師会会員においては医療介護専門SNSに関する「連携元事業所」としての管理を在宅医療センター 療養相談室に委託することが出来る。

### (連携元事業所の責務)

第5条 連携元事業所は、以下の業務を行う。

- ・ 医療介護専門SNSのグループ登録（患者、自由グループ）及び削除管理
- ・ 医療介護専門SNSの各グループへのユーザーの招待及び解除

### (患者同意)

第6条 連携元事業所は、医療介護専門SNSで情報共有を行うにあたって、患者もしくはその家族と「患者同意書」を交わし、双方が所持するものとする。（患者同意書・・・別紙様式3）

### (医療介護専門SNS管理者の設置)

第7条 事業所管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、医療介護専門SNS管理者を設置し、管理運用を行う。

### (医療介護専門SNS管理者の責務)

第8条 医療介護専門SNS管理者は医療介護専門SNSの適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

- ・ 医療介護専門SNSの患者情報、個人情報等の管理全般
- ・ 医療介護専門SNSで利用するIT機器の管理
- ・ 医療介護専門SNSのIDの管理
- ・ 医療介護専門SNSの各グループへ招待されたメンバーの招待承認及び解除
- ・ 医療介護専門SNSへの事業所内スタッフ登録及び削除

### (スタッフ誓約書と教育)

第9条 事業所管理者は、医療介護専門SNSを利用する従事者と守秘義務に関する誓約書を交わすとともに、医療介護専門SNS管理者及びユーザーに対して定期的にガイドラインに準拠して行われていることを確認すること。なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

従事者誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである。(従事者誓約書・・・別紙様式2)

- (1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業内で知り得た業務に関連する一切の情報を許可なく漏えいしてはならない。
- (2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。
- (3) IT機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しない。

### (医療介護専門SNS利用上の留意事項)

第10条 連携元事業所、医療介護専門SNS管理者及びユーザーは別紙【医療介護専門SNS利用上の留意事項】に留意して、医療介護専門SNSを利用する。

### (ID・パスワードの管理)

第11条 医療介護専門SNSのID及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し共有しない。
- (2) 一つのIDを複数人で共有しない。  
(在宅医療センター 療養相談室にて連携元事業所を委託している場合を除く。)
- (3) パスワードは次のいずれかを用いる。
  - a. 英数字、記号を混在させた13文字以上の推定困難な文字列
  - b. 英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的に変更させる  
(最長でも2ヵ月以内)
- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマホ、タブレットやパソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

### (IT機器のセキュリティ対策)

第12条 IT機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨・検討する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード(英数記号混合8文字以上)を設定すること。  
設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること。
- (2) 情報機器には、例えばファイル交換ソフト(Winny等)をインストールしないこと。
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- (4) ブラウザはIDやパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) 医療介護専門SNSの操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロード、コピーやスクリーンショットの取得を行わないこと。
- (6) リモートワイプサービスを利用することを検討。
- (7) 緊急回線停止サービスを利用することを検討。
- (8) 端末管理・利用者管理(MDM)サービスを利用することを検討。
- (9) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式で医療介護専門SNS管理者に届け出て、承認を得ること。
- (10) ユーザー個人所有の端末を業務で使用する場合には、事業所ごとの判断で紛失時等の情報漏洩リスクを考慮し、同様の運用を行うものとする。

### (その他)

第13条 その他この規程の実施に関し必要な事項がある場合は事業者がこれを別に定めることができる。

(問合せ窓口)

第14条

- (1) 板橋区医師会 医療介護連携におけるソーシャル・ネットワーキング・サービス利用に関するポリシーについての問合せ窓口を在宅医療センター療養相談室に設置する。

窓口：在宅医療センター療養相談室

東京都板橋区高島平 2-32-2-107 在宅医療センター内

TEL：03-5922-4711 FAX：03-6912-3111

Email：soudan@itabashi.tokyo.med.or.jp

- (2) 受け付け後は、その内容を検討し、直ちに必要な措置を講じる。

(板橋区医師会の関与)

第15条 「板橋区医師会 医療介護連携におけるソーシャル・ネットワーキング・サービス利用に関するポリシー」の取り扱い及び管理に関し必要な事項は、在宅運営委員会が協議する。また、板橋区医師会療養相談室は本ポリシーが適切に運用されるよう板橋区医師会員に対して必要な教育、研修の実施、提供、管理の支援、代行を行うことが出来る。

附則

第1条 この規程は令和3年5月11日から施行する。